

第 6 号議案 団体会員に関する規約改定

学会の活性化および財政安定を目的として、団体会員の種別の拡大を図る。
団体会員による研究活動への参画を柔軟に実施するため、現在、規約で定めている団体会員が参加させることができる者の人数の決定を理事会で行うことができるよう、規約第 6 条第 1 項第 2 号但書を改正する。

改正案

第 6 条第 1 項第 2 号

2. 団体会員 団体として入会した者

ただし、団体会員は、理事会の定めるところに従い、本学会の研究活動に役職員を参加させることができる。

(参考) 現行規定

第 6 条 (会員の種類)

会員の種類は、次の通りとする。

1. 個人会員 個人として入会した者
2. 団体会員 団体として入会した者
ただし、団体会員の構成員 3 名は、理事会の定めるところに従い本学会の研究活動に参加することができる。
3. 賛助会員 本学会設立の趣旨に賛同し賛助金を負担する個人ないし団体